

社会福祉の呪縛<sup>1</sup>

—介護事故裁判からの考察—

びわこ学院大学 教授 鳥野猛

[英文タイトル] —The curse of social welfare—

[キーワード] 社会福祉の呪縛、家族責任、介護事故、自己責任、生存権

[要約] 育児や老親の介護をめぐる、家族責任が著しく低下し続ける昨今、その責任の所在について、社会福祉が果たすべき範囲や程度について考察を試みたもの。とりわけ、福祉の給付については、損得勘定により図られるきらいがあるなか、介護事故裁判を手がかりに、救済されるべきは誰なのか、また誰が援助の手を差し伸べるのか。家族等による自助努力が前提となり、公助と言われる国家による救済、言い換えれば福祉による給付が行われるとするなら、揺れ動く集合体であるその家族、そして著しく軽減した家族の責任、軽くなった分、その責任が誰の肩に乗り、これからもそうあり続けることで、どのような課題が生まれるのかについて問題提起を試みたもの。

## はじめに

昨年<sup>2</sup>の参議院選挙から

2025年7月の参議院選挙では、子育て支援の拡充や社会保険料の削減にとどまらず、不法移民問題や、戸籍制度、選択制夫婦別姓、少子化対策等、社会保障のあり方までを含め、これからの国の行方が争点となった戦いであった。特に、新興政党の躍進等によって、国を形作る、という意味でも家族の行方を占う選挙でもあった。

一方、世界を見るといまだロシアとウクライナの戦争は続き、イスラエルとパレスチナとの紛争も熾り続ける中、アメリカのトランプ大統領による関税政策から、貿易戦争を超えて本当に国家間での戦争が起きるのではないかと思われる程、緊迫したものであった。

再度、社会保障や社会福祉という視点から、昨年<sup>2</sup>の参議院選挙を振り返ると、少子化対策として、若者をいかに結婚に結びつけるか、そして子どもを産み、育てるための子育て支援をはじめ、超高齢社会における医療や年金の負担と給付のあり方が争点となった。高齢者だけが恩恵を受けるのではなく、次世代の負担を減らし、働き盛り世代や子ども世帯に対しても、全ての世代が恩恵を受けることを目的とした全世代的社会保障の構築に向けて、その具体案が試された選挙でもあった。

しかし、全ての世代が恩恵を受けることなど夢物語であり、財源の出所をめぐっても、そのために増税なのか社会保険料からかすめ取るのか、といった財源の出所はさておくとして、経済成長がさほど見込まれない現在、どこかに恩恵を振りまけば、どこかを削るしかなく、削られた部分については、それをどうカバーしていくのか、昔から解決されないままの課題が横たわっている。

つまり、「誰がそれを成すのか」という点であり、家族を含めた自助、共助、公助の程度やあり方まで、ということである。家族を含めた自助という点では、これからの夫婦や

家族を構成する一人ひとりが、誰が、誰に対し、どこまでの責任を有するのか、ということである。私的レベルでの責任の範囲や程度が、公的レベルでの社会保障や社会福祉の範囲や程度を規定するだけに、ここ数十年の家族モデルでは解決できなかった課題に対し、呪縛と言われるものを整理し直し、今後の新たな指標を占うと言ったところだろうか。

話を戻し、なぜこれほどまでに昨年の参議院選挙が、異様な程の盛り上がりを見せたのか。

与野党とも票が欲しいが為だけに、国民に対しては耳障り良い現金・現物含めた給付を夢のように語り続けることで国民を騙し続けポピュリズムに特化した昨今、国民から集めた税金なり、ほとんど増税といってもいい性格の社会保険料から、給付するための原資を賄ったとしても、非課税世帯ばかりが優遇されている等、所得制限の有無をも含め、それを税金で賄おうものなら、より損得というより許す・許せない、といった類の感情、実は常日頃から沸々と不満に思っていたこのような感情を、SNS等で拡散させたことで大きなうねりをつくった党が注目を浴びた。

それに外国人問題や生活保護受給者の実態が、「自分は損をしているかもしれない」、「得をしている奴が許せない」という感情が怒りに拍車をかけ、真偽が定かではない SNS 上の情報に煽られるかたちで、若者だけではなく、勤労層にまで憤りの炎が燃え広がった。

### 家族の無責任性

とりわけ家族責任のあり方を、責任という視点から家族の機能や役割について整理すると、まず子育てでいうなら、2026 年度から始まる「こども誰でも通園制度」が典型例であろう。児童福祉法上の「保育に欠ける事由」、「保育を必要とする事由」により、子どもが保育所に預けられていたものが、子育ては大変でストレスがかかり、産後うつ等の現実も鑑み、母親が働いている・いないを問わず、子どもを保育園等に預けることが可能となる制度である<sup>2</sup>。つぎに、年老いた親の面倒見とりわけ介護でいえば、20 年以上前から 1 割の負担で老人ホーム等に預けることができ、高齢者施設がその責を負ってきた。

つまりこれまで、家族の機能や役割として考えられてきた、子どもを育てることや、親の面倒を見るのが外注化<sup>3</sup>され、責任や負担を大幅に削減・軽減することが社会のニーズとして位置づけられ、法制度や政治においてのスローガンでさえ、家族の機能を停止させ、誰も役割をも負わなくてよい社会を作り出した、ということであろう。家族の役割が軽減されるということは、同時に家庭内での父親としての役割（父性）、母親としての役割（母性）も必要ではなくなり<sup>4</sup>、また家族による責任が削減されるということは、他方でその責任を負う誰かが生まれるということである<sup>5</sup>。

家族による責任が極めて軽くなっていくことは、何を意味するのか。その軽くなった責任を、今度は一体誰が背負うことになるのか<sup>6</sup>。

以下に、介護事故をめぐる、最近の裁判の動向や特徴から、家族ではない誰が責任を負うのか、という視点から整理したい。

## 第1章 介護事故裁判の現状

家族の機能・役割の低下から、親の介護や面倒見については、老人ホームという預け先があり、相続人である子らは親への扶養義務があるにもかかわらず、低額な料金で親の最期まで他人に任せることができるようになった。とくに介護保険制度の誕生とともに、年老いた親の介護に際しては、保険契約ということで親を施設に預けなどする行為が、消費者としての権利として考えられるようになった。そしてそこでのサービスに不満なり不都合がある場合、最終的には裁判という手段をもって、損害を補填し権利行使に勤しむ行動も従来と比べ容易になり、介護事故裁判の件数も近年増加傾向にある<sup>7</sup>。

老人ホーム等の施設や、また自宅等で介護サービスを受けている最中に起きる事故を、介護事故と考え、その事故による損害の補填を求めて訴える、という事象を介護事故裁判と仮定するなら、介護事故裁判にはいくつかの特徴がある。

まず、訴える者（原告）が、契約の当事者である利用者本人ではなく、その家族（遺族）である点。事故を起こされた側が、その事故がなければ得られたであろう利益の補填、つまり逸失利益をめぐる点についても、はるかに平均寿命を過ぎ、かつ認知症や寝たきり状態、収入といってもほぼ年金等に限定されている場合の損害補填、という点。あと損害賠償の内容が、家族や遺族に対しての慰謝料請求部分が多くを占めることになっているが、本来、扶養義務があり、果たすべき義務の一部を施設や事業所等に肩代わりしてもらっている状況下で、果たして慰謝という考え方が妥当なのか、という点があげられる<sup>8</sup>。

介護事故（裁判）を研究するにあたっては、老親の介護を含めた扶養義務や、介護保険契約の法的位置づけ、家族における監督義務者責任との関係等、整理すべき点は多岐に及ぶが、それらについては、先行研究をはじめ拙論に委ねる<sup>9</sup>として、最近の動向だけを述べたい。

とりわけ、転倒・転落や誤嚥をめぐる裁判事例については、古笛氏の論文<sup>10</sup>に最新のものが整理されているので詳細については割愛するが、これら裁判事例の勝敗という意味では、なんら法的安定性や先例拘束性がみられず、俗的な表現が許されるなら、「やってみなければ、分からない」状況にあると言える<sup>11</sup>。

## 第2章 注目すべき最近の介護事故判

### 1節 地裁と高裁で全く異なる判決が示された事例

裁判官によって、180度異なる判決を下した事例を以下に載せたい。とくにその根拠となる判決理由を整理する。

この事例は、ひろゆき<sup>12</sup>が「認知症の高齢者は、預からないのが安全」とX（旧twitter）に書き込んだことで有名になった事案である。特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人について、入居者が食事をする際に職員をしてこれを常時見守らせるべき注意義務があるのに、それを怠った違反があるとされた事例。利用者は、パーキンソン病を患う当時81歳の男性。施設側は、食事形態をむせ難いものとして、「全粥と刻み食」にして

いたところ、普通の食事に戻して欲しいとの家族からの意向を受け、全粥から「軟食に近い普通食」を提供した。

家族の意向をどれだけ反映するのか、という課題はありながら、一審判決では家族側にも過失があるとして5割の過失相殺を認定したものの、「利用者が食事をかき込み食べることにより嘔吐し、その吐物を誤嚥し窒息する危険性があることを予見することができたものであるから、施設職員は利用者に対し、本件入所契約に基づく安全配慮義務の具体的内容として、利用者が食事をする際には、職員をしてこれを常時見守らせるべき注意義務（傍点筆者）を負っていたものというべきである」として、常時の見守り義務を職員に課した判決内容であった<sup>13</sup>。つまり、遺族側が勝ち、施設側（法人）が負け、一審の地裁判決ではあるものの、全国の高齢者施設において、不可能ともいえる「常時の見守り義務」を課した判決が知れ渡ることとなった<sup>14</sup>。

その後、逆に二審の裁判官は、以下のような理由で利用者の家族である一審原告側の請求をすべて棄却する判決を下す。争点に沿って判決文を載せておきたい<sup>15</sup>。

#### **[食事に関して全介助すべき義務について]**

「利用者が本件施設に入所後に食事中にせき込んで嘔吐することがあったなど、一審原告らが主張する事情を考慮しても、一審被告が本件事故当時、利用者に対して、安全配慮義務として、その食事に関して全介助すべき義務を負っていたとは認められない(判決文7頁9～12行)」。

その理由としては、「利用者は、令和元年5月の介護認定において、認定調査項目のうち食事摂取については全介助とされている。しかし、全介助とされたのは、はしやスプーンを持って遊んでしまうことにより、全て介助で食べさせることが多いという本件施設の職員からの聴き取りに基づくものであると考えられる上、介護認定審査会において家族との外食時は見守り程度で、自分で食べられるとされ、主治医意見でも、食事行為については自立ないし何とか自分で食べられるとされていたことに照らすと、介護認定の認定調査項目において全介助とされているからといって、直ちに、本件施設において、利用者に対して、食事に関して全介助する必要があったとまでいえない。また特別養護老人ホーム等の入所施設においては、施設サービス計画書を作成して家族の了解を得た上で介護サービスが開始されると考えられるところ、利用者における施設サービス計画書には、食事に関して、嘔吐しやすいので食後観察を怠らない旨の記載はあるものの、全介助とするなどの介助についての記載がされておらず、食事の全介助について計画されて、本件入所契約の内容になっていたとはいえない。なお、アセスメント実施記録表には、…全介助との記録があるが、…介護サービス計画を直ちに變更すべきであったことを示すものとまではいえず(判決文6頁15行～7頁8行目)」。

#### **[食事を常時見守る職員を配置すべき義務について]**

「平成31年4月の要介護状態区分の変更の認定申請の際の認定調査並び同月1日付け及び令和元年10月1日付けの施設サービス計画書において、いずれも嚥下は良いとされていた上、入所時の利用者情報では、嚥下及び食事は自立しているとされて、一審原告（家族）らは外出時に寿司や焼肉等を食べさせたり、おはぎ等を差し入れして食べさせたりし、特に誤嚥したことはなかったことからすれば、本件事故当時、利用者に嚥下機能の低下（嚥下障害）があったとは認められない。…利用者が重度のアルツハイマー型認知症に罹患し、要介護5と認定され、食事摂取について全介助とされたことをもって、本件事故発生までに、他の利用者と比較して、利用者が食事に起因する誤嚥事故等を起こす可能性が高いとはいえず、一審被告が、同誤嚥事故を起こす可能性を具体的に予見できたとはいえない。…よって、利用者が食事に起因する誤嚥事故等を起こす可能性を具体的に予見することができたと認められない。…本件事故時に、安全配慮義務として、利用者が食事に起因する誤嚥事故を回避するために、常時見守りのための職員を配置すべき義務を負っていたとは認められない(判決文10頁12行～12頁13行)」。

一審、二審を鑑み、とくに二審判決文の最後「一審原告らが主張する一審被告の注意義務違反は認められないことから、その余の点を判断するまでもなく、一審原告らの請求はいずれも理由がない。一審被告はその部分を取り消して、同部分について、遺族である一審原告らの請求をいずれも棄却するとともに、一審原告らの本件控訴はそれぞれ理由がないから、これらをいずれも棄却することとする」とあるが、二審の裁判官が一審のそれを全面的に否定するのであるから、上記のような言い回しも分からぬ訳でもないが、同じ事案について、新たな証拠や証言が出てきたわけでもないにもかかわらず一刀両断、真逆の判決を言い渡すその理由や根拠について、「やってみなければ、分からない」とはまさにこのこと、と疑問を挟みたくなる。

## 2節 利用者によるカスタマーハラスメントと家族責任

この判例は、利用者によって職員が負傷したような場合の、利用者の家族責任が第一の争点になった事例である。

介護事故と言った場合、何も職員による一方的なものだけではない状況も存在する。例えば、利用者の介護拒絶やまた認知症含め精神障害により、利用者が自ら転倒転落したような場合、または利用者が加害者となったような場合、その責任の所在と家族の責任については争点になりうる。

本件は障害者支援施設において、重度の知的障害をもつ男性利用者が、通所系の生活介護サービスを利用中、職員による排泄介助中に暴行を加え施設職員が負傷、加害者である利用者の両親に対し損害賠償を請求した事案である。事故当時の男性利用者は、23歳であり知的年齢は1歳3ヵ月程度、知能指数は6であり、身長173cm、体重107kgであった。

男性利用者は、3歳の時に自閉症の最重度精神遅滞の診断を受ける。高校卒業後は、毎週月～金まで通所しての生活介護を受ける。睡眠薬等の服用も2倍の量で投与されるも、精神的不安は改善されず、1日あたりの服薬量を加減することはなかった状況であった。

事故は、職員によるトイレ誘導の際、利用者から殴打され負傷。右眼球打撲し、視力は0.06にまで低下し、回復せず症状固定。後遺障害等級9級で就労可能年齢を通じて40%以上の労働能力の喪失となった。このようなことから、原告である負傷した職員は、慰謝料含め5,000万の請求を行うも、請求は棄却され判決は確定した<sup>16</sup>。

争点は、保護者らが法定監督義務者に準ずる者に該当するか否かである。以下に判決文を載せておく。

「予備的に、保護者らは民法714条2項に基づく責任を負うと主張しており、必ずしも明確ではないものの、その趣旨は、保護者らが法定監督義務者に当たらないとしても、法定監督義務者に準ずる者（事実上の監督者）として不法行為責任を負うというものと解することができるから、…精神保健福祉法20条2項4号における家庭裁判所による保護者の義務を行う者の選任がなされたとするならば、保護者らのいずれかが選任された蓋然性は高いものと推認され、…しかしながら現に精神保健福祉法の平成11年の改正においても、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務にかかる規定が廃止されている。…精神障害者について、法定監督義務者に準ずる者（事実上の監督者）に当たるとされるのは、精神障害者が他人に暴行を加えるなどその行動に差し迫った危険があるのに、その家族の統率者たる地位にある者が、当該危険発生回避のために、最低限度の対応もしなかった場合などの特段の事情のある場合に限られると解するべきである。…重度知的障害者である利用者には突発的に他人に暴力を加えるなどの不規則行為を行う危険があったということはできるが、それは常時暴力的というのではなく、機嫌が良いと思っても突然不穏になるというものであるから、これをもって上記危険が切迫していたとまでいえるかは疑問がある。…本件施設で介助を受けている最中に突発的に発生したもので、利用者を職員に引き渡した保護者らにおいて、これを監督することは、事実上不可能であったこと（利用者の引き渡しを受けた後は、本件施設が、職員に対する安全配慮義務の履行として、職員の安全が図られるような措置を施すべきである）を併せ考慮すると、家族の統率者たる保護者父のみならず、それに準ずるといえる保護者母においても、利用者の監督等につき、できる限り対応を行っていたということが出来るから、上記特段の事情を認めることはできない。したがって本件事故については、保護者らに対し、精神障害者の法定監督義務者に準ずる者（事実上の監督者）として、民法714条所定の責任を問うことはできないというべきである（判例時報2270号96頁）」。

つまりこの判決では、家族を事実上の監督者とは認めず、家族責任については存在しない、と言うものである。同じように責任無能力者が起こした事件について、精神障害者である認知症の高齢者がJR東海の列車と衝突し損害を与えた「JR東海認知症事件」におい

でも監督義務者と家族との関係が争点になったが、最高裁では家族側に責任はない、とする判決を下した<sup>17</sup>。

過去の介護事故裁判においても、民法 714 条や 2 項の監督義務者や代理監督者等、家族責任を直接争点にした裁判では、家族責任について問われないケースがほとんどである。しかし、今回のような大柄で粗暴な重度の知的障害を持つ利用者の場合、喜んで引き受ける施設を含め事業所はほとんどないであろうし、入居型の施設であるなら今回の判決内容についても理解できる部分が多いが、自宅から毎日のように通っている通所型の生活介護であれば、家族による監督責任が全くない、と言い切ることが果たして妥当なのか、疑問が残るところである。さらに高齢者の施設や事業所も同じく、過度な要求や、クレーム等をつけてくる利用者を含めその家族に対しては、サービスの提供を拒否し、また契約の解除や解約も十分に考えられるところである<sup>18</sup>。

はじめに、でも触れた「家族による責任が極めて軽くなっていくことは、何を意味するのか。その軽くなった責任を、次は一体、家族ではない誰が背負うことになるのか」という問題提起から、介護事故裁判における責任の所在やその程度・範囲について整理したが、仮にそれらの責任が、国家なり社会福祉行政にあるとすれば、これまでの福祉の発達史や福祉の対象者、そして福祉的支援（給付）の程度について考察する必要がある。以下に整理したい。

### 第3章 社会福祉の呪縛

「社会福祉の呪縛」というキーワードを生成 AI で分析させた回答については、注 1) で触れたところではあるが、そもそも呪縛とは、「心理的な強制によって、人の自由を束縛すること。呪いをかけて、動けなくすること<sup>19</sup>」とある。

とくに社会保障や社会福祉の研究領域で言うなら、我々研究者は一体何に縛られてきたのだろうか。

#### 社会福祉研究の変遷

これまでの理解(筆者)でいえば、社会保障や社会福祉、とりわけ社会保障は財源に裏づけられていることが前提であり、一方で戦争や紛争のない平和な状況を土台としながら、国民生活の個々の問題を治安維持的な性格を孕みながらも社会をコントロールする、といった考え方がベースであったと思われる。歴史的にも、憲法第 25 条の生存権を錦の旗に掲げ、運動によって権利を勝ち取るという展開は、論議や論文上でも最後の座りがよく、現実的ではなく夢物語でありながらも、誰もそれについては批判できないような、雰囲気醸し出していた。特に法律を専門にする者は、財源の有無に関係なく、財源の裏付けが無いことを実施できない理由にはできない、という学問的性格によるものなのか、権利や正義を声高に叫ぶことが許された時代であった。当時は、財源論などを論議するまでもなく、勝手に右肩上がりとなった豊かな経済成長の時代に、ある程度の夢物語は理想のままに体裁を保ち続けられた環境が残されていた。その後、時代が変化していったにもかかわらず

らず、夢物語の幻想を引きずったまま、いまを迎えてしまった、といったところだろうか<sup>20</sup>。

### 2000年を境とした転換期 それから四半世紀が経ったいま

考え方の転換期という点では、介護保険制度が生まれた2000年頃に遡ると思われる。消費者契約として2000年から始まった介護保険制度を皮切りに、福祉サービスの提供が、契約という考え方に則って展開されてきたことで、従来、措置制度の下で提供され、主に税によって賄われてきた「選別的な福祉」が、保険契約上の「普通枠の福祉」へと移り変わった。そして、消費者としての、それも権利として位置づけられたため、その受給についても「損得勘定」が持ち込まれることとなった<sup>21</sup>。

前章の介護事故における裁判にしても、消費者的発想、消費者としての契約的発想が、少なからずも笑う相続人<sup>22</sup>を生み出しているような錯覚も覚えてしまう。公平とのバランスでいえば、家族が自宅で老親を介護しているときの転倒・転落事故は、一円の経済的効果も生み出さず、逆に負担が多くなる一方であるが、老親の面倒を見る義務を施設等に委託した後での事故であれば、同じ転倒・転落であるにも関わらず、考えられないほどの慰謝料という賠償金が転がり込む可能性は極めて高い<sup>23</sup>。

なにも、提訴してまでの賠償金だけではなく、給付という名の下で福祉的なバラマキの恩恵に与る場合においても、同じような損得勘定的発想が頭をもたげる。

例えば、死別ではなく離別の母子家庭で、養育費を請求(別れた元夫に)し続ける努力を怠った母親に対し、児童扶養手当の増額や、また生活保護でいう扶助の増額をめぐる議論などを見れば一目瞭然であろう。

「誰がみても気の毒な者」に対し、「選別された特別枠の福祉」を給付するうえでは、スティグマ(負の刻印)を負わせることで、損得を超えた人々の納得のさせ方があったのだろう。「ああいう風になってはいけない。ああならないために努力しなければ…」と。しかし、いまの日本国民のほとんどが、飢餓に直結するような貧困にまでは陥ってはいない状況のなか、さらに貧富の格差が広がりつつあるといわれながらも、従来の資本家や世襲制にのみ富の移転が約束された時代とは異なり、スマートフォンを通じて貧者も富者も、ほぼ同じ程度の情報を受け取れ、金融資産の運用等、小額からでも富者になる可能性が、極めて高くなる環境<sup>24</sup>。その中で、ほとんど自分と変わらないように見える隣の誰かが、得をしていることが許されなくなった不寛容ないま、さらに納税含め勤労の義務もほとんど果たしていない者に対してまでも、福祉の対象とし、その裾野が拡大しつつある中、「誰が福祉の対象者なのか」、「誰が社会保障の恩恵に与るのか」が、損得だけではなく、それを超えた「憤り」となって噴出しているのが実情であろう。

つまり、助けられるべき人は誰なのか、その人に対し、では誰が助けるべきなのか、国なのか、家族なのか、それとも個人なのか、が問われている。

これまでは、個人の努力や家族内での助け合いといった自助の範囲や程度を明確にすることで、それ以外の国や地方自治体による公助が規定されてきた。国家や行政によるその規定が、社会保障であり、また社会福祉であった<sup>25</sup>。

社会保障を含め社会福祉の機能や役割と、国家との関係においては、社会事業当時から払拭できない治安維持的性格が存在していると考えられる。なぜなら、資本主義国家である我が国のシステム維持のためには、様々な問題を調整し受容できるほどまでに改善策を示す福祉的構造が必要だからである<sup>26</sup>。つまり、社会事業から進化発展した社会福祉においても、ソーシャル・コントロールの役割が強く、歴史的にみても、社会福祉の本質は社会統制である、といっても過言ではなからう。

治安維持的性格も含め、社会の安定化を図るうえでも今後、社会保障や社会福祉の充実が必要不可欠であることは誰の目にも明らかなことである。問題は、社会福祉<sup>27</sup>の恩恵を享受するその者が、果たして憤りを買うことのない対象であるのかどうか、という点にあらう。社会保障の機能や役割がそうであるように、資源の再分配機能はあるものの、再分配をするだけの財源もさることながら、再分配されるべき理由が、従来と比べ成立しない。つまり、貧困や生活困窮に至ったその理由が、社会的なものではなく、個人的なもの、自己責任に起因するものが蓋を開けてみればほとんどであり<sup>28</sup>、再分配をするためのその理由が成立しないようにも思われる。

#### 「自己責任」とは言えない、今の生活困窮者とは

ただ、前述した「誰がみても気の毒な者」をより深く掘り下げて考えると、怠惰な者に対しては、「努力すれば何とかなる。努力しさえすれば今の環境から抜け出せる」的な発想での対応で事足りたが、昨今ではそう単純でも簡単でもなさそうである。

つまり、怠惰の類語として、怠慢、横着、懈怠、懶惰等列記することができるが、これらはいずれも、「怠けている」状態であり、怠けているがゆえに、つまり勤勉ではないため労働に伴う対価が得られず（得られたとしても低いか、僅かか）、生活のための支出が収入や貯えより大きくなり、生活困窮、貧困に陥る、というイメージであらう。しかし、今の福祉の対象者をみると、「努力できない」、「努力することすらできない」者が生活困窮者、つまり再分配を受けるであろう福祉の対象者として圧倒的に多いのが実情である。それは、彼らが怠けているだとか、不真面目だとかではなく、努力しようとするも、急に目眩がしたり、吐き気がしたり、電車に乗る等の人混みに足がすくんで座り込んだり、と努力することすらできない者への対応がいま、求められているのである。その対応までをも福祉の領域として、その裾野が広がっているのである。ひきこもり等の 8050 問題（いまでは、9060 問題か）を見ても、まさにそうであらう。

これまで筆者も含めた福祉の研究者らは、「貧困の理由は様々であるが、その原因は社会構造によるものであり、社会に原因がある。決して個人が怠けていることがその理由ではなく、社会が悪いのだから、国が責任をもってその解決にあたる」的な発想というか思

想から、解決に対しての無責任な答えを出してきたのではあるまいか。これまでの社会福祉をめぐる発達史を振り返っても、救済の対象者である人間を、人である業（カルマ）を乗り越え、理想的な展開をもって道を作ってきたように思う。社会が悪く、ひいては国家が悪い、という流れの。そもそも貧困や生活困窮の原因を個人の属性に帰結してしまうと、もう身も蓋もなくなるわけである。なんとか原因を社会構造に求め、責任を国家に押し付けることで、一件落着かせてきたのではなかろうか<sup>29</sup>。

## おわりに

国際情勢も経済事情も大きく変化し、不安定化する日常の中、私たちの日々の生活は、絶えず緊張が強いられている。ただ、我が国においては、まだそこまでの緊張感はなく、平和ボケした環境の下で明日を考えることが当たり前のようにできるが、それはそれで緩い世の中であるが故の生活問題が新たに増えることになる。

社会保障が所得再分配という性格を持っていることについて異論はないが、所得の再分配を受ける者の数、またその理由等が、社会保障の黎明期と今とでは、社会保障の充実度だけではなく、拡大する対象の層や数、現在の経済状況等を鑑みた際、所得の再分配、という考え方だけで、国民の合意<sup>30</sup>を形成することは不可能であろう。そのことは社会福祉の領域でも同じであり、福祉の概念が発達し始めた19世紀のイギリスやアメリカでも、貧困層に対するスティグマが課題としてあげられ、20世紀に入り、福祉の制度的な発展とともにスティグマの払拭が命題となり、21世紀に入れば福祉サービスの受給も、選別主義的なものから、普遍的なものへと発展的に昇華されてきた。

つまり、税の徴収という形で国家が介入する中、持てる者が持たない者に対し、富を分け与える。社会全体の公平性を高めるといふ目的がありながらも、それと同等か、いやそれ以上に所得の格差を放置し続けることによる治安の乱れや混乱を回避するための措置（装置）でもある。富を分け与えてもらう側には、負い目なりスティグマという副作用が伴うが、その負い目なりスティグマの払拭を可能としたのが、生存権理論であり、また福祉の普遍化という考え方であった。それがいまでは消費者としての個人の利益として捉えられ、福祉サービスの給付なりにおいても損得勘定のレベルで認識されるようになった。具体的には、福祉サービスの給付が普遍化し過ぎたがゆえに、消費者としての発想が強くなり、「出している以上のものを貰っている人」に対する不公平感やひいては憤りの感情が増大している。

個が歪な形で発達した現代、給付等が絡む損得関係のなかでは、ご都合主義で家族から抜け出た個人を主張する時もありながら、またある都合では家族の中に入り込み家族員としての自らを主張する事もあり、ご都合主義的、機会主義的な身の処し方だけでは、結果として自分で自分の首を絞めることになる。

2025年7月の参議院選挙の合間にも、社会保障における給付と負担をめぐって、政府は高齢富裕層を対象に、医療保険料や介護保険料に金融所得を反映させる案を進めることが明らかになった。これまでも応能負担をベースに、給与や年金の額に応じて、医療や介護

にかかる負担に関し、毎月の保険料だけではなく、受給なりサービスを受けた後の利用料についても、支払い能力に応じた負担が課されてきたが、今後はより一層、資産運用等で貯えた金融資産にも負担額を適用させる、新しい課税先を見つけたわけである<sup>31</sup>。

ただ一方で、負担と給付という視点で見ると、多く給付を受けている者は、それに見合う、またはそれ以上の負担をしているわけではなく、「少ない負担で、負担している以上の恩恵を受け取っている」実態がある。逆に言えば、多く負担している者にとっては、給付は少ないものとなっており、既に現在の医療保険制度や年金保険制度における職業と加入対象者から見ても、そのことは明らかであり、あまりにも不公平感は否めない<sup>32</sup>。

制度を裏づける考え方として、所得の再分配や社会連带的発想は良いとしても、それらが機能する前提は、分配できる者が多くいて、分配を受ける者が少数の場合、社会連帯にしても、屈強な者が大多数で、連帯により益を得る弱者が少数の場合にのみ成り立つ仕組みである。その逆であれば、そもそもこのシステムは成り立たない。となると、福祉の対象者の裾野が広く拡大している状況の中、そして上記の通り、困窮者が圧倒的に多数になりつつある状況のなか、そして我が国を取り巻く国際情勢、経済状況等を加味すると、社会保障や社会福祉をめぐる従来の考え方では解決できず、制度なり仕組みなりが疲労している状況にあることは誰の目にも明らかであろう。

そのようななかで、行き過ぎた理想論や、理想的な考え方を善とする思考に疲れつつあった国民が一斉に「実は、以前から思っていたことだけど…」と、何かを変えるための行動に出たのが、2025年夏の参議院選挙だった<sup>33</sup>。

最後に、社会保障や社会福祉の新たな仕組みを構築するには、制度を悪用するような一定程度の不具合を孕みつつも、それにより益を得る者の割合や、社会情勢を含めた制度全体のバランスを考えながら再調整するしかないだろう。おそらく、再調整だけで済むはずはなく、これだけ複雑化したとくに社会保障制度等は、ある部分をいじっただけでは他の部分との整合性が図れない、といった問題が発生するため、抜本的な構造的な変革でなければ、変えることはできないだろう。ただ、新たな仕組みができたとしても、もって10年程度の期限付きでの制度でしかないだろうが。逆に変化の激しい今、期限付きでなければならぬだろう<sup>34</sup>。政治哲学や経済政策、行動経済学等で議論されているように、これらは研究レベルの学術的な取り組みではなく、より政治的な決着で推し進めるべきことである<sup>35</sup>。

我々は、いくつもの選択肢のもとで試されている。どれを選択したところで完全な解はなく、あったとしてもそれなりの痛みを伴うものである。例えば、スティグマ(烙印)を課さずに、福祉の対象者に対して適切な給付を行う場合、またスティグマ(烙印)を課した場合、課さない場合<sup>36</sup>の功罪、福祉の対象者を特別枠での選別的なものにするのか、それとも一般枠で普遍的なものにするのか、適切な給付が、劣等処遇的なものにするのか、十分に満足のいくものにするのか、また給付の前提となる財源について、無拋出の税で賄うのか、拋出制の保険料で賄うのか。

どこまでの福祉サービスの提供で、人は幸せになれるのか。さらにこれからも増加すると思われる、「努力することすらできない者」という、新たな生活困窮者の質的变化に対し、家族が、また福祉が、どこまで向き合う必要があり、それがはたして現実的に可能であるのか。可能であるとするなら、そのための新たな考え方、そう、皆が納得し合意が得られる「言葉」が必要になる。

最後に、本論文のキーワードでもある、福祉と自己責任との関係をより深く考察するために必要と再認識したわが国固有の「恥の文化」と福祉との関係については、次の機会への課題としたい。

以上

---

<sup>1</sup> 本論文のタイトルである「社会福祉の呪縛」というキーワードを、生成AIで調べたところ（2025年10月27日閲覧）、以下のような回答を得た。

・GPT5 nano「福祉制度がもたらす安全網の一方で、生まれる負の側面や改革の難しさを指している。貧困や不安の回避という人間の基本的な欲求を支える一方で、制度の硬直性が社会全体の創造性や労働市場の柔軟性を阻害する場面もある。高齢化・人口動態の変化と財政制約の下で、福祉を拡充する「守り」と、個人の自立を促す「攻め」をどう両立させるべきか。価値観の対立でいえば、個人の権利としての生存権の追求と、社会からみれば自立を促す責任との関係、福祉が人を助ける一方で、長期的には自立を妨げたり、制度の拡大を正当化する矛盾」。

・GPT5 mini「定義：受給による生活の安定が、就労や収入増加のインセンティブを弱め、長期的に自立を妨げる状況を指す俗称」。

・GPT5「一般的に、福祉制度が人や社会を逆に縛ってしまう状態を指す言い方。welfare trap poverty trap といい、働くと給付が減り、自立が難しくなる状態」。

・Claude Sonnet4「福祉制度への依存により、自立への意欲が削がれる。福祉の罠：働くよりも受給する方が経済的に有利な状況を生み出す」。

・Deep Seek V3「福祉制度や社会的支援がかえって個人や社会に負担や制約を生み出す状況を作り出す。福祉制度が充実し過ぎることで、個人が自立する意欲を失い、制度への依存が長期化する可能性がある。例えば、生活保護を受給すると働く意欲が低下する、といった現象。倫理的ジレンマでいえば、支援の範囲や対象をどこまで広げるのかという議論がある。本当に必要な人と、制度を悪用する人をどう区別するか、基準の設定が難しい」。

・Grok4「依存の罠や、自由の喪失との考え方。（福祉の呪縛のたとえ話…執筆者）昔、ある小さな村に、豊かな泉があった。泉の水は、飲む者に永遠の満足を与えられ、村人たちはそれを「福祉の泉」と呼んだ。村の長老たちは、誰もが飢えぬよう、水を分け与えるシステムを作った。働かずとも、水は無料で手に入り、誰もが満ち足りた生活を送れるようになった。しかし、時が経つにつれ、奇妙なことが起きた。村人たちは泉の水に頼りきりになり、畑を耕すのをやめ、旅に出るのを忘れ、夢を追うのを諦めた。水は甘く、心地よいが、飲むたびに体が重くなり、足が泉に縛り付けられるように感じた。ある若者が叫んだ。「この水は呪いだ！ 私たちを自由から遠ざけている！」だが、他の村人たちは嘲笑った。「なぜ苦勞する？ 福祉があれば十分だ。」やがて、泉の水は枯れ始めた。村人たちはパニックに陥ったが、誰も水を探しに行く術を知らなかった。依存の鎖が、彼らを泉の底に沈めていたのだ。最後に残った一人の少女が、鎖を断ち切り、外の世界へ歩き出した。彼女は新しい泉を見つけ、村に持ち帰ったが、こ

---

う言った。「福祉は支えだが、呪縛に変えぬよう、己の力で飲むべし。」村は再生した。福祉は今もそこにあったが、それは翼ではなく、足場となった」。

<sup>2</sup> こども未来戦略に基づき「こども誰でも通園制度」が現実となった際、どのようなことが想像されるだろうか。例えば園内で子ども同士がぶつかり、こぶをつくる子、ブランコから転げ落ち膝を擦りむく子、ルールが守れず慌ててご飯を口に運んだばかりに喉に詰まって苦しそうにする子…これまでも園児を預かる保育所や幼稚園等では、予測できるリスクとしてそれなりの対応をしてはきているが、これからは家庭での、親からの躾がほとんどできていない子が入ってくることで、より上記のようなトラブルは頻発化するであろう。このような事故が起こった際、その保護者らは烈火のごとく怒り狂い、保育士を責め立てるに違いない。その結果、保育士はことごとく辞めていく。いつまでたっても保育士不足は解消されない。遡って、そもそも保育士になろうとする学生ら若者は、子どもが好き、という単純な理由からその資格を取り、保育士や幼稚園教諭になろうとする。子どもが好き、というのは、他人の子ではなく、もちろん自分の子どもである。自分の子どもが産まれるまで、他人の子どもの世話をし給料をもらい、自分の子どもが産まれれば、もちろんいまの園を辞めて、わが手で子どもを育てたいと思う（保育士資格を持っていながら保育士として働いていない潜在保育士は7割以上に上る）。

<sup>3</sup> 外注化できるようになったからなのか、外注先へのクレームや苦情については、2020年の労働施策総合推進法の改正により、パワハラ防止法に加えカスタマーハラスメントにも事業主に対応する義務が課され、翌年2021年には「カスタマーハラスメント対策ガイドライン」が厚生労働省から出された。さらに2025年にはカスタマーハラスメント対策が法制化（6月4日労働施策総合推進法等改正）されるようになった。

<sup>4</sup> 男女共同参画基本法に基づく発想から、政府は男女ともに仕事をし、男女ともに家事・育児を行う共同型なり伴走型の家族像を推奨してきたが、ここにきて矛盾や限界が露呈し始めた。厚労省はこれまで「イクメン（育児をする男性）」プロジェクトを掲げており、2025年度からは共育（トモイク）を推進し、男性にも積極的に家事や育児に参加するよう働きかけてきた。男性に対するこのような社会的要求は、一方で女性に対しては働き続けることを強要するものである。つまり、これまでの「男は仕事、女は家庭」と言った高度経済成長期以降の家族内性別役割分業ではなく、「妻も（男と同じように）仕事をフルタイムで頑張るんだから、夫も（妻と同じように）家事や育児ができるように」という発想である。これに対し、参政党の党首は先の参院選の街頭演説等のなかでも、女性がフルタイムで働くことで、少子化は一向に改善されていない。女性にフルタイムで、そしてこれから50年以上働くことを強いるより、子育ては大事な国家事業として、義務教育を終えるまで、子ども1人に対し月額10万円を支給する事を党の公約として大躍進を遂げた。

<sup>5</sup> それが子育てでいえば保育現場であり、介護でいえば老人ホームなのだろう。

<sup>6</sup> 放送作家であった永六輔氏が「人間は三歳までに一生分の親孝行をする」という名言を残したが、まさにその通りであろう。保育士が結婚し自分の子どもを授かった後、一番可愛い時期である0~3歳までの自分の子どもの笑顔、他人である保育士に誰が預けたいと思うのか。そのあたりの本質を突いたのが、新興政党参政党の主張であった。

<sup>7</sup> 老人ホーム内での転倒・転落、そして誤嚥等による事故でケガを負い、亡くなった場合の訴訟の件数については、そもそも介護事故の定義自体がいまだ定まっていない状況下で、介護事故に関する訴訟件数の増減を正確に把握することは難しく、裁判所や行政機関においても統計上の資料は存在しないが、概ね増加傾向にあると考えられる。長沼健一郎「介護事故裁判と社会の『風向き』」『法律のひろば』特集 介護事故訴訟からみる介護水準 vol.77No.3、(2024年)3頁。

<sup>8</sup> 利用者本人に関しては、毎月の保険料を支払い、サービスを利用した際には1割程度の支払いをする義務があるわけだが、介護事故裁判の場合、保険料や利用料を直接支払っている本人が提訴するわけではな

く、負担や損害という意味では、何の関係もない相続人が慰謝という名の賠償金を求めて提訴しているのが現状。

<sup>9</sup> 扶養を含めた公的責任という意味では、生活保護法が公助の最たるものである。生活保護法と生存権の導入について論じたものに、烏野猛「生活保護における権利性と課題—生活保護法成立にみられる権利条項の誕生経緯から—」びわこ学院大学研究紀要創刊号（2010年）があり、なぜ、我が国において生存権が定着しなかったのか（47頁）という問題提起から始まり、結論として、「（戦争未亡人母子や戦没者遺族）彼らの対応に無差別平等の理念から生活保護法を適用しなければならない背景と、従来までの救済制度が恩恵にもとづく性格の強いものであったことから、生活保護法においては権利性を掲げ「惨めなものではない」ことを表面上形作る必要があり、様々な権利条項がそれに伴って生まれた（48頁）」とする拙論がある。また、烏野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」びわこ学院大学研究紀要第5号（2014）では、私的扶養理論をめぐる歴史的経緯（30頁）から、明治民法における私的扶養の考え方と家族の位置づけや、明治民法から現行民法までの私的扶養をめぐる経緯、現行民法における私的扶養の考え方と家族の位置づけ（32頁）を整理している。さらに、施設等に高齢者や障害者を入所させている場合の、家族や施設の責任等監督義務者責任をめぐるのは、烏野猛「認知症家族をめぐる不法行為と家族責任—高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について—」びわこ学院大学研究紀要第7号（2016年）がある。この拙論については、認知症高齢者が行方不明になり、その後JR列車と衝突した場合の賠償をめぐる、家族を含めた監督義務者責任について整理したものである。最後に、憲法第24条の改正論議から、家族の行方を整理したものに、烏野猛「憲法第24条改正論議からみる『家族』の行方—国家、家族、個人における責任とバランス—」びわこ学院大学研究紀要第9号（2018年）がある。ここでは「戦後、家制度の解体・消滅を目的とし、夫婦とその子といった二世限定型の保護対策をベースに、家族よりも個人を優先させた行く末が、昨今の家族をめぐる論議となって現れてきているのである（24頁）」を前提として、「『国民が孝を欲せざるところに、国が果たして老人に対する社会保障を完うすることをえるであろうか。（牧野英一『家族生活の尊重』有斐閣、1954年）』と、牧野英一が著書の冒頭で触れているが、それから60年以上が経ったいま、高齢者に傾斜し過ぎた社会保障予算を正常に戻すため、「全世代型社会保障」という名のもと、高齢者への費用を大幅に削減し、若者や子どもへの予算を増大する方向が示された。国家、家族、個人という枠組みに、市場とおそらくテクノロジーが絡み合い、権利や義務、そして責任の果たし方の比重やバランスが、これからの社会保障の行方を占う上で重要になり、そこでの課題を解く鍵が『家族』ということになろう（29頁）」と整理したものがあつた。あと、烏野猛「介護契約と責任の所在に関する一考察—介護事故をめぐる裁判事例を手がかりにして—」びわこ学院大学研究紀要第11号（2020年）や、施設職員（准看護師）による誤嚥事故をめぐる責任の所在が争われた裁判を整理した、烏野猛「特別養護老人ホーム『あずみの里』控訴審判決における疑問—ドーナツ誤嚥事故裁判からみた介護業務の範囲や程度と、業務における義務—」びわこ学院大学研究紀要第12号（2021年）、防ぐことが不可能な介護事故について、説明責任のあり方を問うた、烏野猛「社会福祉の領域における説明責任のあり方についての考察—防ぐことができない介護事故において想定される課題と説明責任について—」びわこ学院大学研究紀要第14号（2023年）等がある。

<sup>10</sup> 古笛恵子『介護事故の裁判と実務—施設・職員の責任と注意義務の判断基準—』（ぎょうせい、2024年）「転倒事故 裁判例一覧表」279頁、「誤嚥事故 裁判例一覧表」316頁、「施設事故 裁判例一覧表」373頁。

<sup>11</sup> 「介護事故について、介護者に法的責任があるのか、責任があるとして相当な賠償額はいくらであるのかと相談を受けた際、交通事故はもとより医療事故と比較しても、確信を持った答えをすることができません。過去の裁判例を調べても180度異なる結論を見つけることが可能です。結局のところ、裁判所次第、担当裁判官次第と回答せざるを得ないのが正直なところです」と弁護士である古笛恵子が『介護事故

---

の裁判と実務－施設・職員の責任と注意義務の判断基準－』（ぎょうせい、2024年）のはしがきで吐露している。

<sup>12</sup> 西村博之は、実業家であり論客でもある。匿名掲示板「2ちゃんねる」の開設者。SNSでも情報を発信し、通称「ひろゆき」と呼ばれている。

<sup>13</sup> 名古屋地裁 令和5年2月28日判決 一部認容一部棄却（控訴） 判例時報2582号64頁。

<sup>14</sup> 長沼健一郎「第1章 社会科学からみる介護事故－社会問題としての介護事故－」古笛恵子『介護事故の裁判と実務－施設・職員の責任と注意義務の判断基準－』（ぎょうせい、2024年）「このような司法判断が定着すれば、『介護の仕事を誰もやらなくなる』というのは極端だとしても、介護施設側が入居者の選別を強める可能性は小さくない。現在でも認知症や誤嚥性肺炎の有無が施設の入居条件に関わることは少なくない」（11頁）。さらに、判決内容から現実的ではなく介護関係者を戸惑わせた事例に、2025年9月25日の大阪地裁判決があげられる。これは大阪市平野区の住宅型有料老人ホームで2021年11月、1人で当直していた当時68歳の女性職員が、当時72歳の男性入居者にハンマーで複数回殴られ、事務所で死亡。7階に入居していた利用者は、自室のベランダから飛び降り自殺。入居者の自室からは他の入居者も殺害した後、自殺する計画である等のノートも発見された。その利用者は他の入居者への暴行等もあり、退去の手続きを進めている最中での事件であった。判決では、入居者である男性が以前から問題行動を繰り返し、事件3日前には他の入居者に暴行して退居することになっていたと指摘。男性が不満を募らせ職員に危害を加える具体的な危険性を施設側は認識できたと判断。その上で、「施設側は夜勤の職員を一時的に増やすなどの対策をすべきであり、利用者の行動に関する申し送りも不十分で、対応の不備と事件には相当因果関係がある。さらに施設側は、立ち入りが極めて容易な事務室の危害防止措置を実施しておらず、安全配慮義務が尽くされていなかった。安全配慮義務を尽くしていれば事件は起きなかった」と判示した。原告である遺族の長女（39歳）は、判決後インタビューで「判決が、介護現場で働く人が安心して働ける環境づくりにつながってほしい」と語った。遺族が望むように、介護現場の職員が安心して働ける環境づくりを徹底するのであれば、先の認知症高齢者の介護事故と同様、「こんな粗暴で問題行動を繰り返す利用者は、入居させるべきではない」という結論にしか辿り着けないだろう。今後、判決文を精査するつもりであるが、施設側の安全配慮義務を強化すればするほど、リスクヘッジをかけるためには利用者を選別するしかなく、直接的な暴力だけではなく、ハラスメント的要素まで含んだリスクヘッジでは、利用者だけではなく、その家族の素性等についてもアセスメントが必要な時代になってきている。この判決では、原告側遺族から4,000万円の損害賠償請求に対し、ほぼ満額である3,940万円の賠償を命じた点は、その算定にかなりの違和感を覚える。控訴等今後の流れ次第ではあるが、この判決が確定した場合、遺族側の娘が言うような「職員が安心して働ける環境づくりがなされた介護現場（施設）」は、存続すらできなくなり、介護事業への想い（経営者のモチベーション）の面でも、運営面でも経営できない事態となり、利用者の入居先がなくなるだけではなく、そこで働く職員にとっても、働き場を失うことになるであろう。

<sup>15</sup> 名古屋高裁 令和6年4月18日判決 二審控訴審判決 一審原告側請求棄却。

<sup>16</sup> 名古屋地裁岡崎支部 平成27年4月8日判決 棄却（確定） 判例時報2270号87頁。

<sup>17</sup> 前掲注9)鳥野猛「認知症家族をめぐる不法行為と家族責任－高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあり方について－」を参照。

<sup>18</sup> 外岡潤「加害事故の裁判例」『法律のひろば』特集 介護事故訴訟からみる介護水準

vol.77No.3（2024年）でも、「高リスクの利用者による危害も全て施設の責任とされるのであれば、介護現場において、『手のかかる利用者』『粗暴な利用者』は受入れを拒否するという施設側の対応が増える現象が懸念される」56頁。そのことは、前掲注12での「認知症の高齢者は、預からないのが安全」といったひろゆきの発言を持ち出すまでもなく、リスクのある利用者やクレイマーになりうる家族等の利用者関係者とは契約しない方がリスクヘッジにつながるということになる。前掲注14)の入居者が職員を殺害し

た2025年9月25日大阪地裁判決も、介護事故としては利用者が加害者で職員が被害者となった事案も参照されたい。ただ、先の大阪地裁判決の争点とは異なり、今回の障害者施設の事案では、施設側の安全配慮義務の有無が争点になっていないのは、生活介護という通所施設での事案であったため、保護者である家族との関係性の濃淡の違いがあるものと思われる。

<sup>19</sup> デジタル大辞泉 2025年版、小学館。

<sup>20</sup> 1970年代以降、福祉運動や当事者運動と言われた運動論は、現在下火ではあるが、民主主義の側面では運動論の果たしてきた役割は極めて大きい。ただ、戦後、民主主義という考え方が芽生え唱えられたころ、同時に社会は河上肇『貧乏物語』（青空文庫、1917年）に代表されるような、貧困が飢餓と直結していた時代にあつては、運動論、そしてそれを導く生存権という考え方が理論的支柱であつたであろう。しかし、現在、成熟した民主主義国家に成長し、飢餓と直結するような状況におかれることがない今、生存権や運動論は今や「オワコン(終わったコンテンツ)」状態である。ただ、運動論でイメージするデモ行進等とは別次元での、別媒体での新しいうねりという流れが、2025年7月の参議院選挙で繰り広げられた参政党の選挙戦術だったように思われる。SNSを駆使した選挙活動は、偏向報道的な色彩も色濃く表れていたが、真実かどうかより、嘘であったとしても真実っぽい物語に熱量を感じて同調する動きは、昔も今も変わらないのかもしれない。

<sup>21</sup> 岩田正美『私たちの社会福祉は可能か—社会福祉をイチから考え直してみる—』（有斐閣、2024年）が、「特別枠の福祉」、「普通枠の福祉」という表現で、社会福祉の矛盾や呪縛、そして次なる解を模索し続けている（102頁～）。とくに福祉サービスを受けるにあたって、岩田正美『社会福祉のトポス 社会福祉の新たな解釈を求めて』（有斐閣、2016年）のなかで、「社会福祉から受ける『個人の利益』は今日飛躍的に増大している。とりわけ、中流層まで広がったサービスが、事業所との契約を通じて提供されるようになると、福祉の権利は、消費者としての権利に容易に転換されていく。このため、個別的な『損得勘定』がここに持ち込まれ、『自分の損得』を基準にした要求が生まれやすくなる。人々は、社会福祉と『社会の利益』との関係よりも、『自分の利益』に敏感になりがちである。抛出に基づく社会保険給付は『当然』として考えられるが、税による給付は、特定の人々に『個人の利益』が偏って与えられているような『不公平』感を市民に植えつけることがある。児童扶養手当や生活保護給付を得ている人々は」（403～404頁）との話のなかで「損得勘定」という表現を用い、社会福祉の歴史的経緯を的確に押さえている。

<sup>22</sup> 長沼健一郎「介護事故裁判と社会の『風向き』」『法律のひろば』特集 介護事故訴訟からみる介護水準 vol.77No.3（2024年）「いわゆるクレーマー、モンスターのな家族や、事故による死亡を奇貨とする笑う相続人がいるのも事実かもしれない」（13頁）

<sup>23</sup> ちなみに、生成AIで「職員の見守り不足により、老人ホームで90歳の祖母が転倒し、要介護度が3から5に上がり、もう自宅に戻ることができなくなりました。亡くなりはしませんでした。完全な寝たきりの状態です。慰謝料含めて損害賠償としての相場の金額を教えてください」と問いを投げかけると、治療費や付き添い介護費、そして将来にわたる介護費用、慰謝料に逸失利益、弁護士費用に通院にかかるタクシー代等まで含め、数百万から2,000万までの相場を教えてください。さらにより賠償額を確かなものとするため、準備しておく必要なこととして、証拠保全のための交渉に加え、事故報告書にヒヤリ・ハット報告書の写し、カルテに事故当時有効であったケアプラン(とくに第2表)、介護記録にカンファレンスの議事録に、職員配置や巡回記録、あと見守りカメラ等があれば、動画ベースでの保存(3ヵ月程度前からの)等の回答まで促してくれる(Gemini 2.5Flash、GPT5 nano、GPT5 mini、Claude Sonnet4、DeepSeek V3、Grok4 2025年10月27日検索)。

<sup>24</sup> (本論文を執筆しているさなか)2025年9月18日、日本銀行は2025年4～6月期の資金循環統計の速報で、6月末時点の家計における金融資産の増加を公表した。昨年度の同月末よりも1.0%増え、過去最大の2,239兆円となった。その理由として、アメリカ経済においても史上最大の株価上昇に加え、日本経

済も史上最高額での株価上昇が続いていること、そして少額投資非課税制度である新 NISA の普及等を受け、株式や投資信託を購入する者が増えたことによる。また、金融庁が発表した「NISA 口座の利用状況に関する調査結果の公表について」(2025 年 2 月更新)では、約 4 人に 1 人が NISA 口座を開設しており、30~50 歳代のボリュームが最も多いものの、2024 年から始まった新 NISA により、20 歳代の若者の間で急速に広がりを見せている。ちなみに、コロナ禍と言われる 2020 年以降、税収は 5 年連続で毎年のように過去最高を更新し、2020~2023 年の一般 NISA、つみたて NISA の口座数は、毎年拡大し続けた。<sup>25</sup> 新田秀樹は日本社会保障法学会誌『社会保障法第 39 号』第 78 回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」(2023 年)の 78 回大会の趣旨説明のなかで、「社会保障を私的扶養に対する公的扶養と捉える見方があることもあって、個人の生活を維持するに当たって、家族に代表される近親者の共同体と社会保障の責任主体とされる広義の国家乃至政府がどのような役割分担を行うべきかが、例えば子どもの養育や高齢者の介護を巡って、伝統的に問われ続けてきた」(5 頁)と述べ、また嵩さやかは「社会保障と私的扶養」水野紀子編『社会法制・家族法制における国家の介入』(有斐閣、2013 年)「従来の社会保障法学説上では、私的な扶養義務の履行を優先的なものと位置づけた上で、社会保障法に基づく給付を補完的・代替的なものと捉える理解が示されている」(2 頁)と自助・共助・公助の住み分けと社会福祉や社会保障の位置づけについて整理している。

<sup>26</sup> 岩田正美・前掲注 21)『私たちの社会福祉は可能か—社会福祉をイチから考え直してみる—』まえがき ii のなかでも「社会福祉は社会を根底から変革するものではなく、たとえてみれば社会に空いた穴を修正テープで塞いできたようなもの」という表現をし、「社会福祉が『国家統治』の一つのモード(態様)として定着していきます」(29 頁)、「社会福祉は、国民国家の社会統合の手段として、暴れ回る資本主義を部分的にコントロールするものとして現れますが、同時に、個人のニーズを充足させるものとしても機能し、それによって資本主義の不平等を和らげることが期待されてき」(102 頁)と述べている。またデイヴィッド・ガーランド『福祉国家—救貧法の時代からポスト工業社会へ』(白水社、2021 年)は「この福祉国家の諸制度は資本主義の経済プロセスのうえにかぶさるように置かれて」(21 頁)、『福祉国家』は、この二つの世界大戦を経た後、多くの先進諸国で本格化した国民国家の統治の一形態」(32 頁)、「資本主義経済が、競争的生産と市場交換によって私的利益を生み出すダイナミックな機構マシーンだとすれば、福祉国家とは、それが出来上がった後に付け足されたギア、ブレーキ、分配装置のセットであり、その設計精神にあるのは、資本主義という超巨大トラックを、社会的にまだ許容できそうなコースから外れないように操縦していくことである」(84 頁)と述べ、資本主義経済を採択した国家と社会福祉との関係について論じている。

<sup>27</sup> ここで「社会保障」という表現を削除したのは、社会保険による防貧機能が社会保障のなかでも主であり、抛出による給付を前提としているため、給付を受ける対象については不公平感や公正に欠ける部分がある、社会福祉における給付と比較した場合、少ないと判断したことによる。

<sup>28</sup> 「いま、貧困状態にあるのは、また困っているその理由は、あなた自身の努力不足による自己責任から発生したものではなく、社会にその原因(構造的な)があり、あなたは決して悪くない。」的な一見優しく聞こえるが完全に無責任な意見が世の中を跋扈し、そういい続けることが弱者の味方であり、社会的正義だ、と言わんばかりの意見が是とされるなか、生活困窮者や社会の責任を訴え続ける団体等の活動を知れば知るほど、(生活困窮に陥ったその理由が)「—果たして本当にそうだろうか…」と、疑いの念が大きくなっていく。社会保障や社会福祉分野において、法制度が十分に整備されていない時代であれば、貧困等生活困窮の原因を社会に求めることも可能だと思われるが、新しい問題への対応という意味では、課題はあるものの、法制度的には十分成熟し、生活困窮者や弱者に対し非常に寛容な今の時代背景にあっては、突き詰めるところ、個人的な理由に起因した生活問題が大部分のように思える。補足するなら、第三世界等の発展途上な国や、内乱や内戦が頻発している国や地域であるならばともかく、この日本国内で大規模な自然災害等、不可抗力な力によって、生活困窮なり貧困になった人を除いては、ほとんどの場合に

---

において、生活困窮の原因は自己責任に起因するものであろう。福祉と自己責任をめぐるこのような問題提起なり考察に関しては、従来の理論等を大きく覆すものであるため、より慎重な検証が次への課題であるとする。そもそも「自己責任」という考え方は、非常に古くから存在する言葉ではあるが、近代の個人主義と自由との関係のなかで、教会や国家による支配から解放された自由と引き換えに、その結果に対して責任を負う、というロックやルソーの思想と大きく関係がある。一方でわが国では、個人主義的発想をベースとした西洋の考え方とは異なり、集団的な発想に基づく「恥の文化」が存在していた。「他人に迷惑をかけてはいけない」という同調圧力が強い文化圏にあって、皆の負担から給付されるものに対し、権利というよりもむしろ恩恵であり、声高に請求するものではなく、謹んで有難く享受し恩を返すもの、という考え方が根底に存在していた。よって、誰かの保護を受けるということは恥という考え方に繋がり、その要因は本人の落ち度としての自己責任になる、という考え方であろう。自己責任と福祉をキーワードにした文献は非常に多いが、最近のものでは、竹端寛『福祉は誰のため?』（ちくまプリマー新書、2025年）、戸谷洋志『生きることは頼ること 自己責任から弱い責任へ』（講談社現代新書、2024年）、高沢幸男『貧困は自己責任か』（フィギュール彩II8、2023年）、ヤシャ・モンク他『自己責任の時代ーその先に構想する、支えあう福祉国家』（みすず書房、2019年）、和田秀樹『この国の冷たさの正体 一億総自己責任時代を生き抜く』（朝日親書、2016年）、吉崎祥司『自己責任論をのりこえる一連帯と社会的責任の哲学』（学習の友社、2014年）等がある。

<sup>29</sup> 生まれ持った容姿や才能、財産等は、親の学歴や経済状況を含め、生まれてきた家庭環境によって人生が大きく左右される、というインターネット上のスラング(俗語)で、スマートフォンゲームのガチャに例えた「親ガチャ」という表現が数年前に流行り、「親ガチャ ハズレた」と若者の間で自らの出自を揶揄する事象があった。たしかに教育面や経済面においては、どの親の元で産まれてきたかが、人生を大きく左右するものになるだろう。一般的に親が裕福であれば、その親(祖父母)もまた裕福だったはずである。ただ、昨今の富裕層や準富裕層等は、親からの遺産を相続・継承しての層もある一定程度あるものの、多くは資産運用や株等の金融リテラシーに長けた者が台頭してきている。となると、従来、「額に汗して真面目に働き、糧を得る」といったスタンスが、今はそう真面目にフルタイムで働かなくとも、パソコンの画面で株価のチャートを見るなり、不動産を持っていることで不労所得を得る等、生活の糧を得る、という方法やスタイルが変化しつつある。

<sup>30</sup> 「合意」を他の言葉で表現するととなると、生活保護をめぐる判例や、保護の基準等をめぐる通知・通達等運営基準の中でも頻出する「社会通念」が当てはまるだろう。社会通念とは、その時代背景に応じて広く受け入れられている常識的な考え方や価値観、行動基準のことであり、その時々における社会一般の常識、といったところであろう。さらに税務に関する通知・通達、判例等において「社会通念上」といった表現は、国税の不服審査請求にかかる判例（平成30年6月8日裁決）や、差押処分に関する最高裁判決（平成18年6月29日判決）等でも使用されている。

「いまの常識が、どの程度のものであるか」。それがいま問われている。

<sup>31</sup> 2024年から始まった新NISAは、従来、株式等の運用で利益が発生したような場合、20%以上の課税になっていたところ、資産運用の非課税保有期間が無期限化され、さらに投資可能期間が恒久化されるようになった金融資産制度である。新NISA制度の登場で、完全非課税となり、「貯蓄から投資へ」と政府も推奨し、非課税等の優遇措置を餌に国民の預金を吐き出させ、投資による金融資産の運用益で自己責任を追及させた挙句、今回の社会保険料の論議では、運用益を含めたその金融資産を白日の下に晒しながら、社会保険料を多く課していくという増税に代わる徴収先を開拓しようというわけである。そもそも介護保険制度においても、「家族介護から介護の社会化」をスローガンに、措置型の応能負担ではなく、受益者負担とする応益負担をベースとして誕生したはずだったが、毎月の保険料は、所得によって際限なく上がり続け、利用料においても原則1割負担であったものが、所得に応じて2~3割の負担になっている。

<sup>32</sup> 所得の再分配、あまりにも耳障りが良いがためにその裏にある事実については隠されたままとなっているが（隠されたままの方が都合が良いのだろう）、日本に住む高所得者らの貢献は非常に大きいものである。我が国の税制、とくに働いて得た所得に対しての累進性は、高所得者ほど強く、課税所得が900万円であった場合、所得税と住民税だけで43%、年収が1,200万程度になると、その税率は50%にもなる。これは所得税と住民税に限定した場合であって、他の税金や社会保険料を含めると、再分配という名の下で高所得者が支払うことになる税金は莫大なものになり、その歪な偏りは論議すらされたことはない。さらに、福祉の給付が事ある毎に所得制限付きのパターンが多いことから、「(文句が出にくい) 取れるところから取る」という発想も、早晚限界が来るであろう。所得の再分配が可能なのは、経済の成長があってのこと、治安が保たれ、その中が平和で安定していることが前提であるのだから。

<sup>33</sup> 関税政策による世界的なインフレ、終わらない戦争や紛争、アナリストが予測する世界恐慌の再来、日常生活が不安定化している状況は、金 (gold) の過去最高の値上がりを見ても、世界情勢の不安定性を物語っている。そして日々の不安から寛容性がなくなり分断が進むなか、これまでは大目に見てくれたLGBTQ+等マイノリティらへの優遇措置が、「やり過ぎ」ということで一気に振り子が戻る状況からも、人々の余裕のなさ、そこからくる「自分は損をしているのかも?」、「自分以外の誰かが得をするのが、許せない」という憤りが理解できる。

<sup>34</sup> 家族をめぐる概念や位置づけに関し、憲法第24条を根拠に展開を図ろうとする意見も多い。嵩さやか「生活保護における国家による家族への介入の構造と課題—生活保護法第77条を素材に—」『社会保障法第39号』第78回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」(2023年)「社会保障が私的扶養を制度に取り込むことで、私的扶養の外縁が画されることから、民法学からの関心も高い。また、家族のあり方や家族についての考え方の変化に伴い、社会保障と私的扶養との関係をめぐり考察は、常に刷新がもたれられる」(37頁)、西山千絵「憲法と家族法—判例による憲法的価値の実現— 二宮周平編」『現代家族法講座 第1巻 個人、国家と家族』(日本評論社、2020年)「脆弱な者に対し、家族は保護と侵害という両義性を持つ存在である。親密性であるがゆえに、他人同士以上に苛烈な精神的葛藤や従属性の温床ともなりえる。他方で、家族に対する社会の捉え方も時代とともに変遷し、それによって憲法24条が規範として提示する『個人の尊厳』や『両性の本質的平等』の理念も変容していくだろう」(50~51頁)。

<sup>35</sup> 本論文を執筆しているさなか、総務省は65歳以上の高齢者が29.4%と、過去最高数に達したことを発表した。日本の人口の約三分の一がお年寄り、という状況ではあるが、人生100年時代のいま、働く高齢者も930万人と過去最多を更新したようである。国民皆年金制度がスタートした1961年当時の平均寿命が男性66歳、女性で71歳(厚生労働省「平均余命の年次推移」)であったことを考えると、現在は死亡年齢の最頻値でみると男性88歳、女性93歳。制度発足当初から65歳を年金支給開始年齢と定めていたが、人生100年時代に65歳を高齢者、年金生活者というスタイルが実情に合わないことは、誰の目から見ても明らかである。くわえて、日本老年医学会が「高齢者の人生の最終段階における医療・ケアに関する立場表明2025」というものを13年ぶりに改訂版として発表した(2001年に最初の「立場表明」を出し、その10年後に「立場表明2012年」に改訂)。改訂前との比較等については割愛するが、「立場表明2025」は要するに、「すべての高齢者が人生の最終段階まで、最善の医療やケアを受ける権利を有する(報告書2頁)」ことを高らかに宣言したものである。「—権利を有する」のは、良しとして、医療現場だけではなく、介護等ケアの分野では圧倒的な人手不足、そして現役世代よりも割安な負担で100歳近い高齢者の最期までどう看ろと言うのだろうか。税金で可能な限りの延命を行い、十分過ぎる程の手厚い介護の提供が、敬老の日を迎えながらもいつまで可能なのだろうか。ちなみに介護の水準について、裁判で介護の上限額の合理性を争ったものもある(名古屋高裁平成12年9月11日判決 判例タイムス1056号175頁、神戸地裁平成8年12月24日判決 交民29巻6号1845頁)。

<sup>36</sup> スティグマの払拭については、1960年代以降、精神疾患や優生学思想等から、欧米などを中心に彼らが隔離や差別の対象になってきたことへの挑戦として展開されてきた。1980年代以降には、ゲイの病気や死の病としてHIV（エイズ）へのスティグマの払拭が中心となり、その後、北欧諸国等で展開された選別主義的福祉から普遍主義的福祉への転換を求め、誰でも福祉サービスを利用できることでのレッテルの回避が図られた。昨今では、従来、性的変態として忌み嫌われてきたレズやゲイ、女装癖の人種が、性的マイノリティへの偏見を克服しようと、多様な性的思考であるLGBTQ+として表現され、企業においてもダイバーシティ&インクルージョンが叫ばれ、多様性の尊重と受容が一時もてはやされた時期が最近まで続いた。しかし、LGBTQ+にしても、少数派の主張や意見を「聞き過ぎた」感から、2期目のトランプ大統領就任からは、多数派であるマジョリティーの擁護へと、大きく振り子が振れることになる（2025年9月30日、米軍で将軍や提督ら数百人を集めた場で、ヘグセス国防長官が多様性や公平性、包摂性といったDEIの考え方に行き過ぎがあったと演説をしたことも話題に）。トランプ大統領は「（アメリカには）男性と女性のみ」と宣言し、多様性政策の撤廃を大統領令で示し、同じくイギリスにおいても最高裁判決によって女性の定義を生物学上の性別に基づく、とする判断を行った。我が国においても、2025年夏に行われた参議院選挙では、「もうアメリカは日本を守ってはくれない」と確信にも近い国民の焦りのなか、核保有国である北朝鮮や中国、ロシア等の侵攻が現実的に迫っているいま、皆が心では感じていたマイノリティへの過剰な優遇策等（アフーマティブ・アクション等）に関し、「もうそれどころではない」という優先順位の並び替えが始まった。

筆者個人としては、スティグマ(烙印)の払拭は不可能と思っている。社会福祉の発達史をみてもスティグマの払拭を念頭においてきたが、スティグマを完全に払拭し、恥ずべきことではなく当たり前のこと、と開き直るための前提やシステムがいまだ整っていないからである。スティグマを残すことで、ある意味での覚悟と恥を拭い去るための何らかの思想が必要である。試案として、スティグマに代わるものとして、つまりスティグマを課す代わりとなるのは、人が平等に持ち抗うことができない「時間」である。時間の優先順位（待つ、ということ）を上げ下げする。それについては、次の課題としたいが、貧困の理由が、社会的理由ではなく、そのほとんどの場合、自己にあるというのが前提ではあるが。

#### [参考文献]

- ・関ふ佐子「介護事故と施設の損害賠償責任」『社会保障判例百選 第6版』別冊ジュリストNo.269、2025年。
- ・海老原嗣生『「就職氷河期世代論」のウソ』扶桑社新書、2025年。
- ・岩田正美『私たちの社会福祉は可能か』有斐閣、2024年。
- ・山下慎一『社会保障のどこが問題か「勤労の義務」という呪縛』ちくま新書、2024年。
- ・長沼健一郎「介護事故裁判と社会の『風向き』」『法律のひろば』特集 介護事故訴訟からみる介護水準 vol.77No.3、2024年。
- ・外岡潤「加害事故の裁判例」『法律のひろば』特集 介護事故訴訟からみる介護水準 vol.77No.3、2024年。
- ・長沼健一郎「第1章 社会問題としての介護事故」古笛恵子『介護事故の裁判と実務—施設・職員の責任と注意義務の判断基準—』ぎょうせい、2024年。
- ・古笛恵子『介護事故の裁判と実務—施設・職員の責任と注意義務の判断基準—』ぎょうせい、2024年。

- 
- ・鳥野猛「社会福祉の領域における説明責任のあり方についての考察—防ぐことができない介護事故において想定される課題と説明責任について—」びわこ学院大学研究紀要第 14 号、2023 年。
  - ・日本社会保障法学会誌『社会保障法第 39 号』第 78 回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」2023 年。
  - ・倉田賀世「所得保障ニーズにかかる私的扶養および社会保障給付の位置づけ—児童扶養手当に着目して—」『社会保障法第 39 号』第 78 回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」2023 年。
  - ・中野妙子「社会福祉の利用者負担における家族の位置づけ—保育と介護を中心に—」『社会保障法第 39 号』第 78 回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」2023 年。
  - ・嵩さやか「生活保護における国家による家族への介入の構造と課題—生活保護法第 77 条を素材に—」『社会保障法第 39 号』第 78 回大会「社会保障法における家族の位置づけ—扶養義務との関係を中心に—」2023 年。
  - ・鳥野猛「特別養護老人ホーム『あずみの里』控訴審判決における疑問—ドーナツ誤嚥事故裁判からみた介護業務の範囲や程度と、業務における義務—」びわこ学院大学研究紀要第 12 号、2021 年。
  - ・岩田正美『生活保護解体論』岩波書店、2021 年。
  - ・ディヴィッド・ガーランド『福祉国家—救貧法の時代からポスト工業社会へ—』白水社、2021 年。
  - ・宮口幸治『どうしても頑張れない人たち ケーキの切れない非行少年たち 2』新潮新書、2021 年。
  - ・雨宮処凛他『ロスジェネのすべて』あけび書房、2020 年。
  - ・斎藤雅俊『自己責任という暴力：コロナ禍にみる日本という国の怖さ』未来社、2020 年。
  - ・西山千絵「憲法と家族法—判例による憲法的価値の実現—」二宮周平編『現代家族法講座 第 1 巻 個人、国家と家族』日本評論社、2020 年。
  - ・鳥野猛「介護契約と責任の所在に関する—考察—介護事故をめぐる裁判事例を手がかりにして—」びわこ学院大学研究紀要第 11 号、2020 年。
  - ・鳥野猛「憲法第 24 条改正論議からみる『家族』の行方—国家、家族、個人における責任とバランス—」びわこ学院大学研究紀要第 9 号、2018 年。
  - ・鳥野猛「認知症家族をめぐる不法行為と家族責任—高齢者施設に入所している場合の責任無能力者に対する監督義務者責任のあの方について—」びわこ学院大学研究紀要第 7 号 2016 年。
  - ・岩田正美『社会福祉のトポス 社会福祉の新たな解釈を求めて』有斐閣、2016 年。
  - ・鳥野猛「私的扶養における家族の位置づけと社会保障の行方—民法における老親扶養規定の変遷と、家族をめぐる責任のあり方—」びわこ学院大学研究紀要第 5 号、2014 年。

- 
- ・ 烏野猛「高齢者をめぐる最近の問題と課題への考察」びわこ学院大学研究紀要第2号、2011年。
  - ・ 烏野猛「生活保護における権利性と課題—生活保護法成立にみられる権利条項の誕生経緯から—」びわこ学院大学研究紀要 創刊号 2010年。
  - ・ 長沼建一郎『介護事故の法政策と保険政策』法律文化社、2011年。